令和９年４月・５月実施機構改革（案）

本市では、複雑化･多様化する市民ニーズに対して、より質の高いサービスを迅速かつ的確に提供できるよう、機構改革を実施しています。

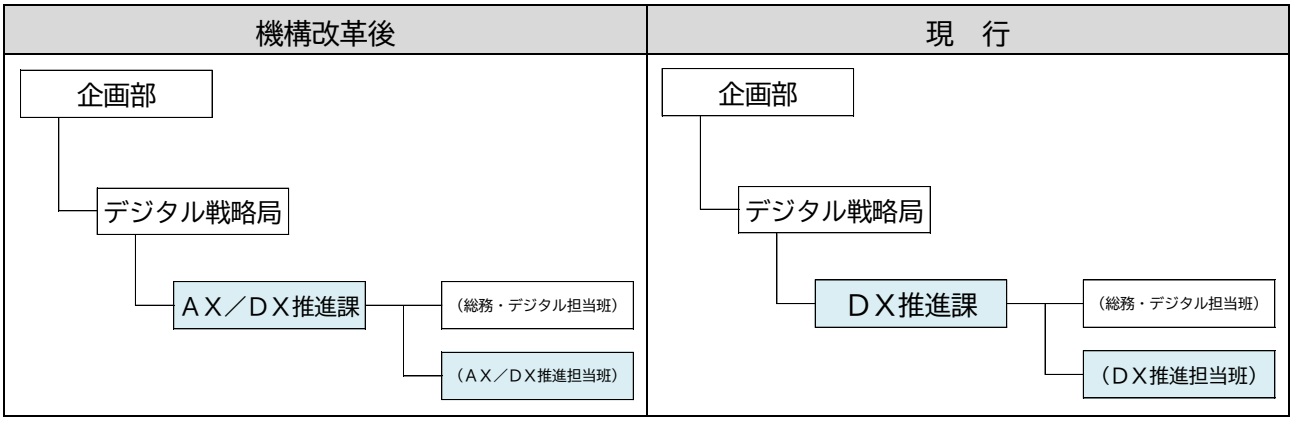
令和９年４月１日及び同年５月６日実施の機構改革案の主な内容について、お知らせします。

１．ＤＸ推進課の名称変更

国においては、令和８年７月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、自治体業務における省人化・効率化を進めることが喫緊の課題であると指摘されており、データ連携等のＤＸの取組も活用しつつ、ＡＩの利活用を一体的に推進するＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）により、従前のＤＸの取組を大幅に加速・拡大する、いわば「ＡＸ／ＤＸ」を推進していくことが明確に示されたところである。

本市においても、今後少子高齢化が進展する中、将来的な人材不足への対応や、高度化・複雑化する住民ニーズに即応するためには、ＡＩ利活用に関する方針の検討を進め、従来の作業効率化を中心としたデジタル化はもとよりＡＩを利活用した自律型・提案型の行政サービスや現場業務の省力化が一層求められている。

こうしたことから、これまでのクラウドサービスや各種業務ツール等の活用をはじめとするＤＸの取組に加え、ＡＩ・ＡＩエージェントの利活用を推進するため、ＤＸ推進課の名称を「ＡＸ／ＤＸ推進課」に改めるものとする。



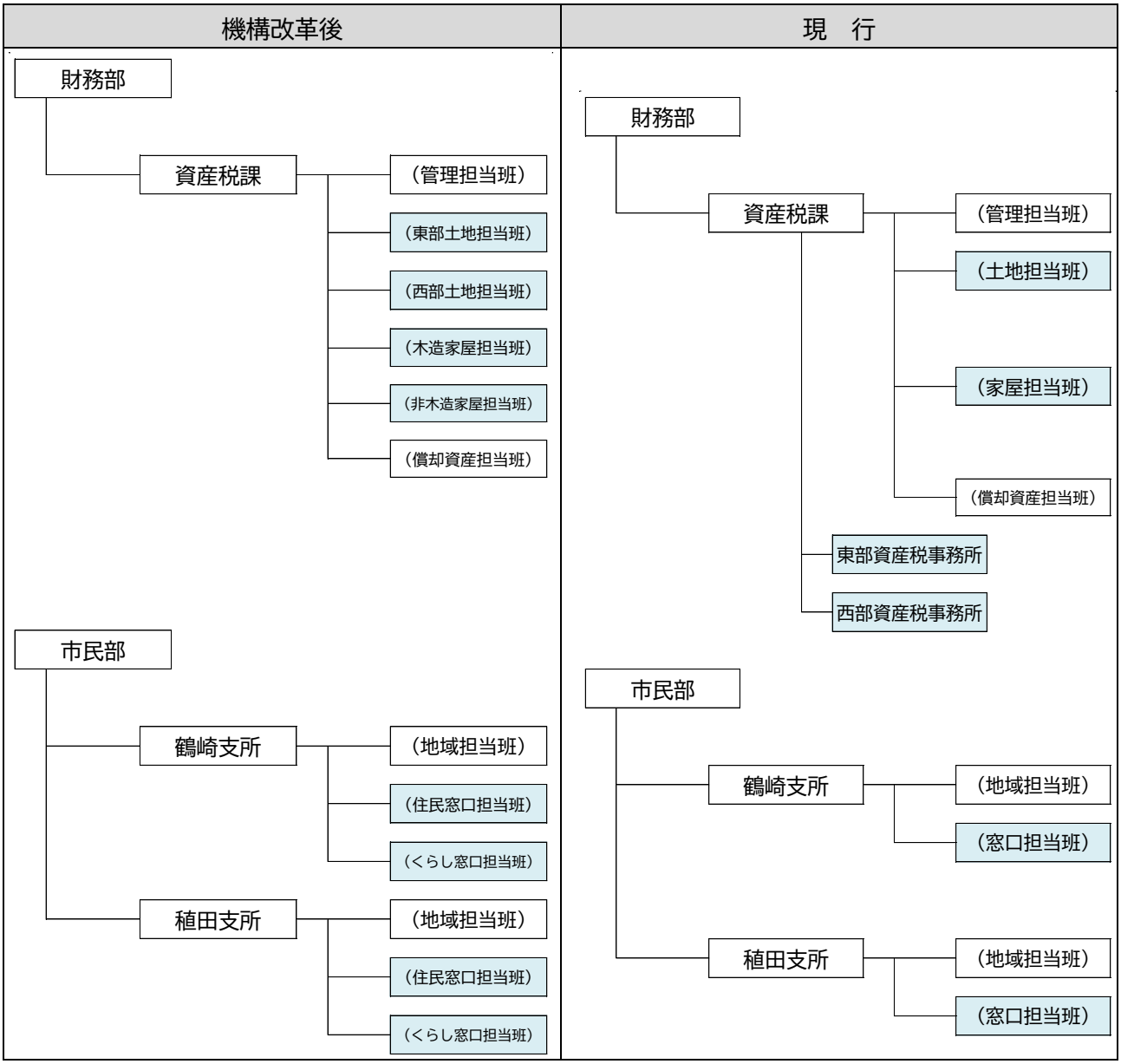
２．資産税課の再編

現在、本市の固定資産税に関する業務については、資産税課本課、東部資産税事務所（鶴崎・大在・坂ノ市・佐賀関の各支所管轄）、西部資産税事務所（大南・稙田・野津原の各支所管轄）において行われている。

本格的な人口減少社会が到来し、限られた人的資源の中で、将来にわたり業務を公正かつ公平に執行し、税収を確保するためには、現行の枠組みにとらわれない業務の効率化を行い、持続可能な執行体制の構築が喫緊の課題とされているところである。

こうした状況を踏まえ、ＡＸ／ＤＸの推進による業務の省力化等を進める中で、東部資産税事務所及び西部資産税事務所を廃止し、その業務を資産税課本課に集約する組織再編を行うことで、適正課税や説明責任の確保、市民サービスの向上等を図ることとする。

また、当該再編に伴い、これまで東部・西部資産税事務所が行っている税証明等の窓口業務を、鶴崎支所及び稙田支所へ移管することにより、市民の利便性を確保することとする。



３．子どもすこやか部の再編

子ども・子育て家庭を取り巻く環境が、複雑化・多様化する中、国においてはさまざまな子ども施策が進められており、本市においてもこれらに迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備が求められている。

（１）　子ども家庭相談課の設置

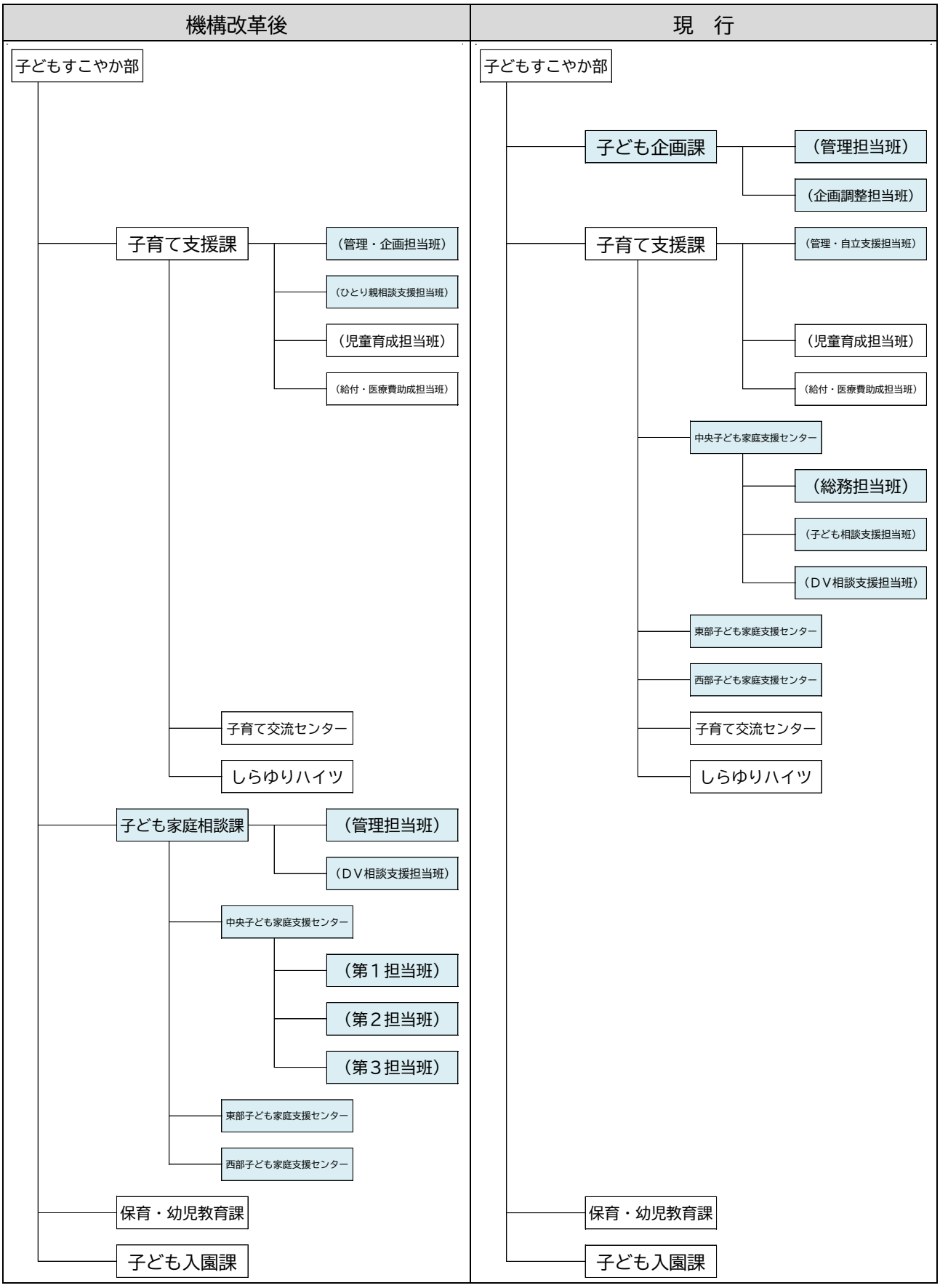
本市では、現在、子育て支援課の中央・東部・西部の各子ども家庭支援センターにおいて児童虐待をはじめ児童及び妊産婦に係る相談業務を行っているが、全国的に児童虐待の相談対応件数が高い水準で推移する中、より効率的かつ効果的な対応が可能となる組織体制の整備が喫緊の課題となっている。

大分県においては、令和７年４月から中央児童相談所城崎分室を「大分支所」として独立させる組織改編を行うなど、児童虐待事案への対応を強化したところである。

こうしたことから、本市においても、支援業務に係る専門性をさらに高めるため、新たに「子ども家庭相談課」を設置するとともに、３つの子ども家庭支援センターを子育て支援課から「子ども家庭相談課」へ移管することにより、児童虐待事案へ迅速かつ的確に対応する組織体制を構築することとする。

（２）　子ども企画課の廃止

子ども企画課においては、子どもすこやか部の主管課として、子ども施策の企画立案・総合調整を担ってきたが、子どもをめぐる施策環境の変化により、その役割が縮小したことから、子ども企画課を廃止し、同課が所管する業務を子育て支援課に移管することとする。



４．施行期日

１　ＤＸ推進課の名称変更　　令和９年４月１日
２　資産税課の再編　　令和９年５月６日
３　子どもすこやか部の再編　令和９年４月１日

５．組織数の推移

年月日＼組織		部	準部	課（支所等含む）	準課（課内室等）
令和８年４月１日		１６	７	１０１	５４
令和９年４月１日	増	－	－	＋１	－
	減	－	－	▲１	－
変更後		１６	７	１０１	５４
令和９年５月６日	増	－	－	－	－
	減	－	－	－	▲２
変更後		１６	７	１０１	５２

【人事課　内線１１４２】